

◎サイバーセキュリティ基本法案新旧対照表

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第二十六条 本部は、次に掲げる事務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（以下「重点計画」という。）を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>2・3 （略）</p>